（様式Ａ）

旧第一銀行横浜支店運営事業者公募に関する施設見学申込書

令和　年　月　日

所　在　地

事業者名

所属・職名

（ふりがな）

担当者氏名

電話番号

Ｅ-mail

旧第一銀行横浜支店施設見学に申し込みます。

第１期・第２期・第３期・第４期（左記いずれかに○）

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）  氏　　　名 | 所属・職名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 第１希望 | 月　 日（　）午前　・　午後 |
| 第２希望 | 月　 日（　）午前　・　午後 |
| 第３希望 | 月　 日（　）午前　・　午後 |
| いつでもよい | |

【見学対応期間】

第１期　令和６年１月15日（月）～１月31日（水）（締切日：１月 ９日（火））

第２期　令和６年２月 １日（木）～２月29日（木）（締切日：１月25日（木））

第３期　令和６年３月 １日（金）～３月29日（金）（締切日：２月22日（木））

第４期　令和６年４月 １日（月）～４月10日（水）（締切日：３月25日（月））

※　日程の希望がない場合には、□いつでもよい にチェックをお願いします。

※　見学申込は各締切日の17時必着とします。

※　見学の時間は１時間程度、見学日時は申込後に調整します。見学は他事業者と同時に実施する場合があります。

**E‐mail nw-daiichi@city.yokohama.jp**

**にぎわいスポーツ文化局 文化芸術創造都市推進部 創造都市推進課あて**

（様式Ｂ）

旧第一銀行横浜支店運営事業者公募に関する質問書

令和　年　月　日

所　在　地

事業者名

所属・職名

（ふりがな）

担当者氏名

電話番号

Ｅ-mail

旧第一銀行横浜支店運営事業者公募要項について、次のとおり質問事項を提出します。

■ 質問内容

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | （公募要項又は資料名・ページ・項目） |
| 内 容 |  |

注：質問事項は、本様式１枚につき１問とし、簡潔に記載してください。

**E‐mail nw-daiichi@city.yokohama.jp**

**にぎわいスポーツ文化局 文化芸術創造都市推進部 創造都市推進課あて**

（様式Ｃ）

旧第一銀行横浜支店運営事業者公募に関する参考資料の貸与申請書

令和　年　月　日

横浜市長

（申請者）

所　 在　 地

事業者名

責任者職氏名

電話番号

E-mail

旧第一銀行横浜支店運営事業者公募に関する資料の貸与について、次の貸与条件に同意の上、申請します。

１　申請資料（貸与を希望する資料に🗹）

|  |  |
| --- | --- |
| 資料１ | １　横浜アイランドタワー管理規約  ２　横浜アイランドタワー建物使用規則  ３　横浜アイランドタワー広告物等設置規則 |
| 資料２ | １　衛生配管図  ２　地下１階ガス配管図  ３　防排煙設備図  ４　非常照明・誘導灯設備図  ５　自火報設備図  ６　拡声設備図  ７　スプリンクラー図 |
| 資料３ | （参考）旧第一銀行横浜支店建物総合管理業務委託に係る仕様書 |
| 資料４ | 地下２階～３階　平面図（CADデータ） |

２　貸与条件

(1)　旧第一銀行横浜支店運営事業者公募に関する提案資料作成等の参考とする以外の目的で利用することはできません。

(2)　本参考資料で知り得た情報を他へ漏らすことはできません。

(3)　本参考資料を使用する者に対し、この資料により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切に監督を行うものとします。公募が終了した後においても、同様とします。

(4)　本参考資料を複写し、又は複製することはできません。

(5)　公募が終了した後、復元困難な方法によりデータを消去するものとします。

(6)　本参考資料について盗難、漏えい、不正な利用等の事故が生じたとき、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに横浜市の担当者へ報告するものとします。公募が終了した後においても、同様とします。

(7)　横浜市は、次のいずれかに該当するときは損害賠償の請求をすることができるものとします。

ア　本参考資料について、申請者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

イ　前号に掲げる場合のほか、貸与条件に違反したとき。

※データの送付先を記入してください。

担当者氏名：　　　　　　　　　　送付先Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

**E‐mail nw-daiichi@city.yokohama.jp**

**にぎわいスポーツ文化局 文化芸術創造都市推進部 創造都市推進課あて**